

# 会議の目的及び進め方 会議の目的①

資料 1

## 設置目的

- ① ひょうご経済・雇用戦略の効果的な推進
  - ② 同戦略の評価・検証
  - ③ 新たな施策の検討
- 
- ひょうご経済・雇用戦略
    - 計画期間  
2023 (R5) ~ 2027 (R9) 年度
    - 戦略の趣旨  
産業・雇用分野での県政運営の基本的考え方及び施策の方向を示し、産学官民が協働して推進を図っていくための共有シナリオ
    - 戦略の推進体制  
戦略の実現に向けて、経済・雇用施策の充実を図るため、学識者、産業・雇用団体代表者、企業人等からの課題提起と施策検討の場として、当会議を開催

## 構成員

(敬称略・五十音順)

	氏名	団体・役職等
構成員（13人）	上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
	小田垣 栄司	株式会社ノヴィータ代表取締役会長
	國井 総一郎	神戸商工会議所副会頭 (株式会社ノーリツ会長)
	後藤 こず恵	流通科学大学商学部准教授
	西山 桃子	株式会社西山酒造場取締役女将
	畠 豊	兵庫県立大学副学長兼産学連携・研究推進機構長
	服部 博明	株式会社みなど銀行取締役会長 (一般社団法人神戸経済同友会顧問)
	福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
	藤岡 ゆか	藤岡金属株式会社代表取締役社長 (関西学院大学国際学部・国際教育協力センター講師)
	巳波 弘佳	関西学院大学副学長兼情報化推進機構長
	村山 滋	川崎重工業株式会社特別顧問
	山下 紗矢佳	武庫川女子大学経営学部専任講師
	横山 由紀子	兵庫県立大学国際商経学部教授

# 会議の目的② 会議設置要綱

## (目的)

第1条 ひょうご経済・雇用戦略の効果的な推進を図るとともに、戦略の評価・検証、社会経済情勢に応じた新たな施策の検討にあたって、有識者等の意見聴取を行うため、ひょうご経済・雇用戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1)ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の推進に関すること。
- (2)ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の評価・検証に関すること。
- (3)新たな施策の検討及び戦略の充実に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項

## (構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。【別表略】

## (座長)

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集は、兵庫県産業労働部長が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 座長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (分科会の開催)

第6条 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取及び意見交換が必要な場合は、分科会を開催することができる。

- 2 分科会に招集する構成員は、兵庫県産業労働部長の推薦する者の中から座長が指名する。なお、座長が必要と認めたときは、推進会議の構成員以外の者を分科会の構成員とすることができる。
- 3 分科会の議事を進行するため、分科会構成員の互選により、分科会座長を選任する。なお、分科会の招集は、兵庫県産業労働部長が行う。
- 4 分科会の運営については、本要綱の規定（第1条、第2条、第3条、第4条第1号及び第5条第1号を除く）を準用する。

## (会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができます。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

## (会議録)

第8条 会議を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

## (謝金・旅費)

第9条 構成員又は構成員の代理人若しくは分科会の構成員が会議及び会議に係る職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

## (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### (この要綱の効力)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

# 会議の進め方① メインテーマの設定

## 「人手不足問題対策」を議論のメインテーマとして設定

- 戦略が定める「重点プロジェクト」（資料2 P2参照）の推進が人手不足問題対策に結びつく（次頁参照）
- 重点プロジェクトから今後の課題整理と施策の方向性を議論する際のゴールとして意識

### 現 状

- 生産年齢人口が減少する中、コロナ後の人流回復で、製造や観光の現場で人手不足が深刻化
- 今後、2025大阪・関西万博や神戸空港国際化の活力を取り込み、兵庫をさらなる成長軌道に乗せ、持続可能な地域経済を確立するためにも、人手不足問題対策は喫緊の課題
- コロナ禍で伸びが鈍化した外国人労働者数は、コロナ後増加傾向
- 外国人人材の活躍は人手不足解消の取組の一つとして期待

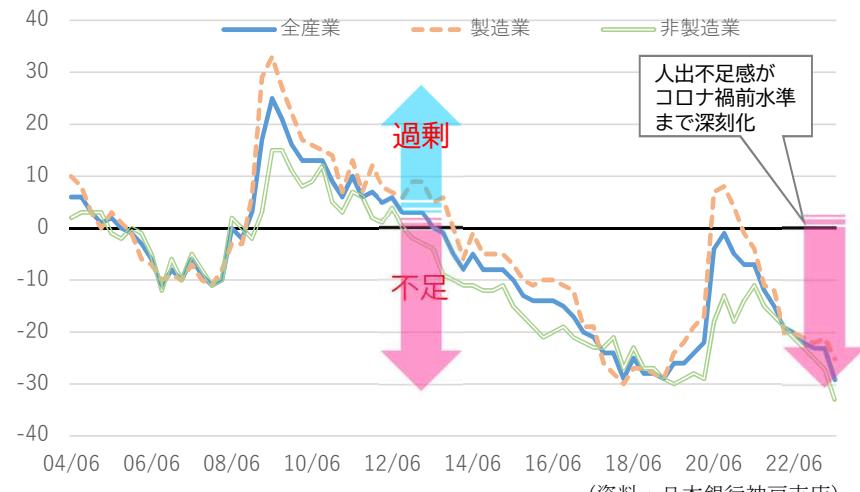
### 課 題

- 女性、外国人の就労促進、潜在労働力の発掘
- 人材育成支援（リスキリング、DX人材育成等）
- 生産性向上、労働のミスマッチ解消

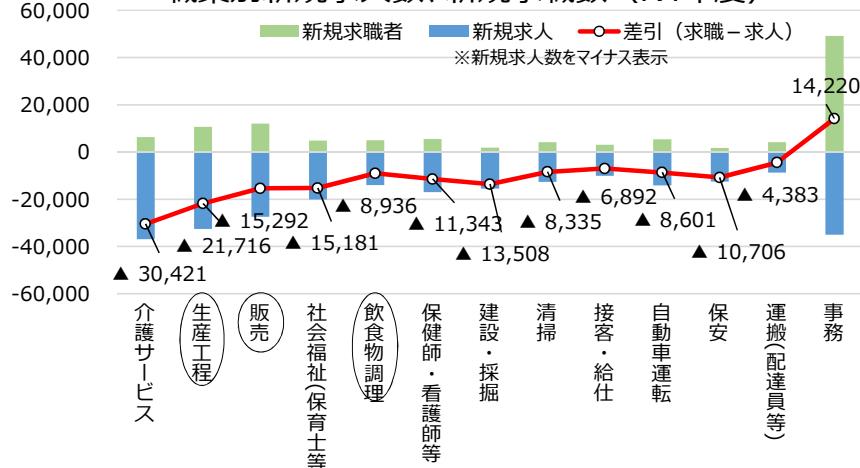
等

人手不足問題に体系的な対策を講じていくことが必要

日銀短観・雇用人員判断DIの推移（県内）

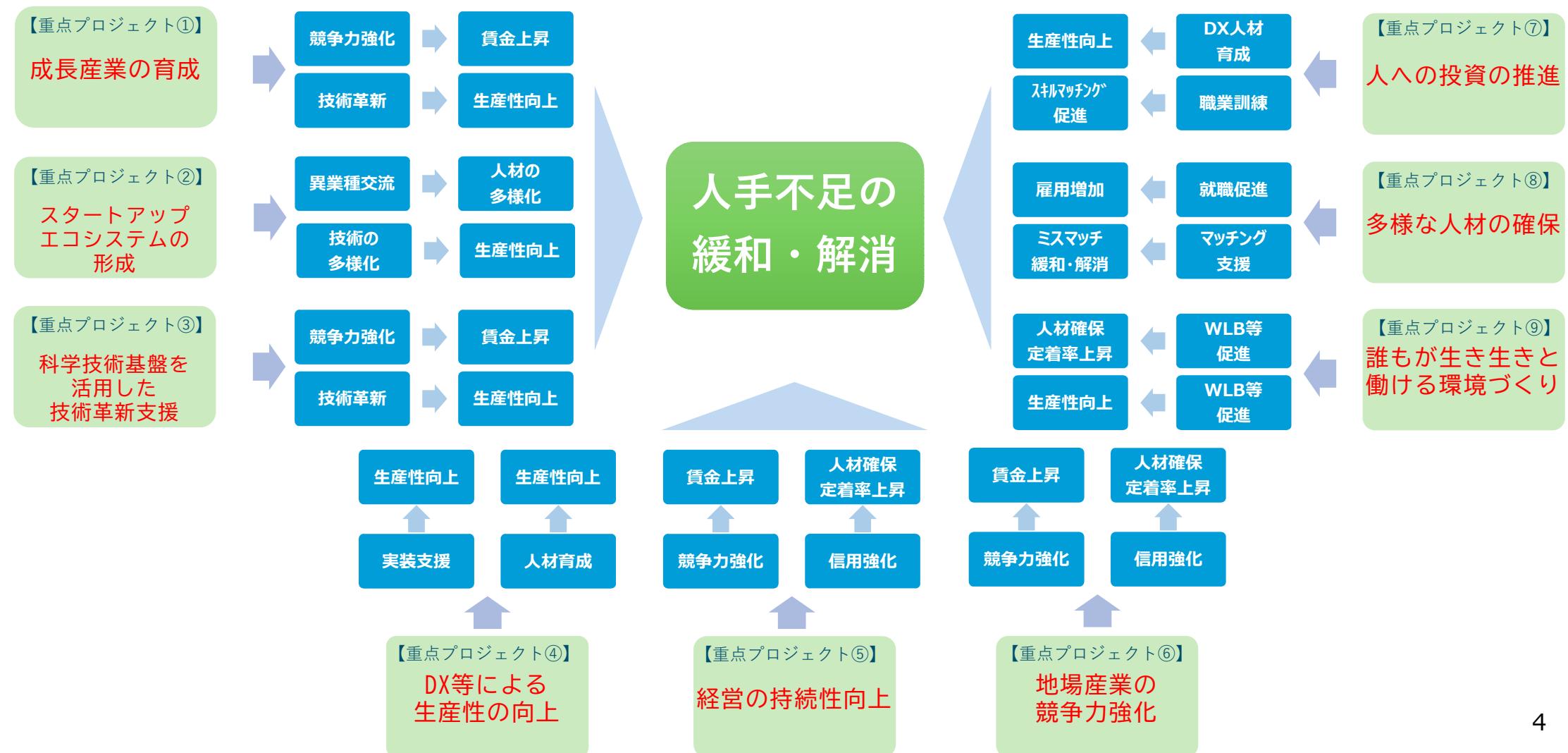


職業別新規求人数、新規求職数（R4年度）



（資料：兵庫労働局「一般職業紹介状況」、「労働市場月報ひょうご」）

# 【イメージ】「重点プロジェクト」と人手不足問題対策との結びつき



# 会議の進め方② 分科会の設置

## 分科会の設置

- 経済分科会・雇用分科会を設置
- 社会経済情勢や現場の課題に即した施策提案に結びつく、踏み込んだ議論を行う
- 推進会議構成員を振り分けるほか、ゲストスピーカーも加えて議論を行う

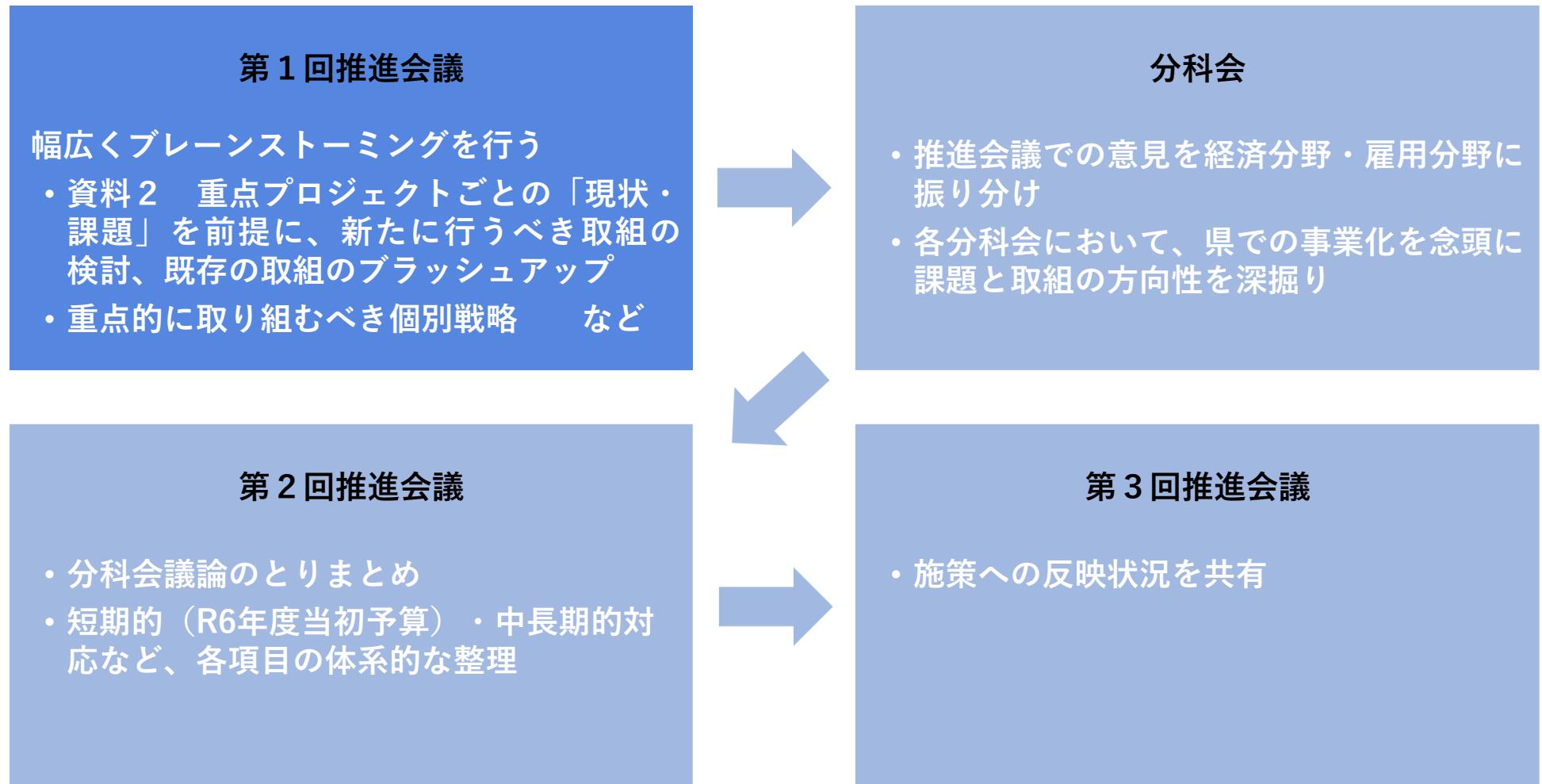
### メインテーマ：人手不足対策

経済分科会	雇用分科会
➤ 持続可能な地域経済の確立にむけた新規施策等を議論	➤ 雇用の創出・安定に向けた新規施策等を議論 ➤ 「人手不足問題対策会議」として位置づけ
✓ 両分科会ともに人手不足対策をゴールとして意識した議論を展開	
✓ 特に、人手不足対策の中でも主要なテーマである雇用を取り扱う同分科会を「人手不足問題対策会議」として位置づけ	

## スケジュール（予定）

会議	7月	8月	9月	10月	…	1月
戦略推進会議	第1回会議 検討方向設定・課題抽出			第2回会議 推進方策とりまとめ		第3回会議 施策への反映状況共有
経済分科会		第1回会議 課題整理と方向性①	第2回会議 分科会提案とりまとめ			
雇用分科会 (人手不足問題対策会議)	第1回会議 課題整理と方向性①	第2回会議 課題整理と方向性②	第3回会議 分科会提案とりまとめ			

## 会議の進め方② 議論の進め方



# 会議の進め方③ 分科会構成員案（産業労働部長推薦者）

## 経済分科会

### 氏名 団体・役職等

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

小田垣 栄司 株式会社ノヴィータ代表取締役会長

國井 総一郎 株式会社ノーリツ会長（神戸商工会議所副会頭）

後藤 こず恵 流通科学大学商学部准教授

西山 桃子 株式会社西山酒造場女将

畠 豊 兵庫県立大学副学長兼产学連携・研究推進機構長

藤岡 ゆか 藤岡金属株式会社代表取締役（関西学院大学国際学部・国際教育協力センター講師）

村山 滋 川崎重工業株式会社特別顧問

山下 紗矢佳 武庫川女子大学経営学部専任講師

構成員（9人）

## 雇用分科会（人手不足問題対策会議）

### 氏名 団体・役職等

荒木 秀之 りそな総合研究所主席研究員

伊藤 敦 株式会社水登社総務室長

田簗 真司 株式会社朝日工業代表取締役

西村 総一郎 株式会社西村屋代表取締役社長

服部 博明 株式会社みなど銀行取締役会長

福永 明 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長

本丸 勝也 兵庫ベンダ工業株式会社取締役事業本部長

巳波 弘佳 関西学院大学副学長・情報化推進機構長

横山 由紀子 兵庫県立大学国際商経学部教授

構成員（9人）